

2022年度

一般財団法人富山県バスケットボール協会

第3回理事会



日時：2022年9月19日（月・祝）午後5時00分

場所：富山県総合体育センター 小研修室

一般財団法人富山県バスケットボール協会第3回理事会次第

1 開 会

2 代表理事挨拶

3 理事会成立

4 議 事

- | | |
|-------|--|
| 議案第1号 | 一般財団法人富山県バスケットボール協会倫理規程の制定について |
| 議案第2号 | 一般財団法人富山県バスケットボール協会役員候補者選考規程の制定について |
| 議案第3号 | 一般財団法人富山県バスケットボール協会競技会助成金支給要項の一部改正について |
| 議案第4号 | 一般財団法人富山県バスケットボール協会評議員選定委員会委員の選任について |
| 議案第5号 | 一般財団法人富山県バスケットボール協会委員会委員の委嘱について |

5 報告・協議事項

- (1) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の職務執行状況について
- (2) 専務理事、各委員会等からの連絡・報告について

6 その他

7 閉 会

議案第1号

一般財団法人富山県バスケットボール協会倫理規程の制定について

一般財団法人富山県バスケットボール協会倫理規程を次のように制定する。

2022年9月19日 提 出

一般財団法人富山県バスケットボール協会
代表理事・会長 野 上 浩太郎

一般財団法人富山県バスケットボール協会倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人富山県バスケットボール協会（以下「本協会」という。）の組織運営及び諸事業の推進等に関わる全ての関係者が、本協会の社会的使命及び役割を自覚し、本協会の目的及び事業執行において社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって、本協会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程において対象となる個人は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 本協会の評議員
- (2) 本協会の理事及び監事
- (3) 本協会の名誉役員
- (4) 本協会の職員
- (5) 本協会の委員会を構成する委員長、副委員長及び委員
- (6) 本協会に所属する選手
- (7) 本協会に所属する指導者、審判及びその他の関係者
- (8) 本協会の傘下団体（市町村協会、各種連盟等）の役員

2 この規程において対象となる団体は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 本協会の傘下団体（市町村協会、各種連盟等）
- (2) 本協会の加盟チーム

3 第3条に規定する遵守事項に違反した個人又は団体が、当該違反行為時に前2項の各号のいずれかに該当するときは、懲罰時に同号に該当しなくとも、懲罰の対象とすることができる。

(遵守事項)

第3条 前条第1項に定める個人は、以下の各号を遵守しなければならない。

- (1) 法令に反してはならない。
- (2) 本協会、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「JBA」という。）、国際バスケットボール連盟（FIBA）、FIBA ASIA、国際オリンピック

ク委員会（I O C）、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（J S A A）、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人富山県体育協会等（以下「関連団体」という。）及び所属する団体の定款、規則、規程、命令、指示等（以下「規程類」という。）に反してはならない。

- (3) 暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピング、八百長等の不適切な行為及びスポーツのインテグリティ又はフェアプレーを著しく害する行為を行ってはならない。
- (4) 方法や形式のいかんにかかわらず、また、直接若しくは間接を問わず、バスケットボールにかかるスポーツ振興投票に関する不正行為又は公正を害するおそれのある行為に一切関与してはならない。
- (5) 本協会、前条に定める個人及び団体並びに本協会にかかわる一切の者の名誉又は信用を棄損する行為をしてはならない。
- (6) バスケットボールに関する不正な利益の供与、申込み、要求、約束、あっせんなどをしてはならない。
- (7) 補助金、助成金等に関して不正な経理処理及び不正な申請並びに脱税その他の経理に関わる不正な行為を行ってはならない。
- (8) 社会の秩序に脅威を与える反社会的な勢力等と一切の関係を持つてはならない。
- (9) その他、バスケットボールに関して、直接又は間接を問わず、品位を失うべき非行を行ってはならない。

2 前条第2項に定める団体は、以下の各号を遵守しなければならない。

- (1) 法令に反してはならない。
- (2) 関連団体の規程類に反してはならない。
- (3) 暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピング、八百長等の不適切な行為及びスポーツのインテグリティ又はフェアプレーを著しく害する行為の根絶に努めなければならない。
- (4) 方法や形式のいかんにかかわらず、また、直接若しくは間接を問わず、バスケットボールにかかるスポーツ振興投票に関する不正行為又は公正を害するおそれのある行為に一切関与してはならない。
- (5) 適切なガバナンス体制を構築し、維持するよう努めなければならない。
- (6) 本協会、前条に定める個人及び団体並びに本協会にかかわる一切の者の名誉及び信用を尊重するよう努めなければならない。
- (7) スポーツに関する紛争について、公平で透明性のある手続によって解決するものとし、解決に向けて適切に対応するよう努めなければならない。
- (8) 補助金、助成金等に関して不正な経理処理及び不正な申請並びに脱税その他の経理に関わる不正な行為を防止しなければならない。
- (9) 社会の秩序に脅威を与える反社会的な勢力等と一切の関係を持つてはならない。
- (10) その他、バスケットボールに関して、直接又は間接を問わず、品位を失うべき非行を行ってはならない。

(懲罰対象期間)

第4条 第5条の懲罰対象事実があったときから5年が経過した場合は、特段の事由が存する場合を除き、当該懲罰対象事実につき裁定委員会の審理を開始することができない。

(懲罰の種類)

第5条 第2条に規定する個人又は団体は、第3条に規定する遵守事項に違反した事実(以下「懲罰対象事実」という。)をもって懲罰の対象となる(以下「懲罰対象者」という。)

2 個人の懲罰対象者に対する懲罰の種類は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 譴責 始末書を取り、注意し戒めること。
- (2) 罰金 一定の金額を本協会に納付させること。
- (3) 没収 不正に取得した利益を剥奪し、本協会に帰属させること。
- (4) 減給 本協会から報酬又は給与(以下「報酬等」という。)を得ている個人の報酬等を減額すること。ただし、職員の場合は、労働基準法第91条に則るものとする。
- (5) 一定期間又は無期限の公式試合出場資格の停止
公式試合における一定期間又は無期限のコート、ベンチ、ロッカールーム等の区域に立ち入ることを禁止し、出場資格を停止すること。
- (6) 一定期間若しくは無期限の職務の停止又は職務の解任
職務について一定期間若しくは無期限に停止する又は職務を解任すること。ただし、役員等の解任については、別に定める規程類に基づくものとする。
- (7) 一定期間若しくは無期限の登録資格の停止又は再登録の禁止
バスケットボールに関する一切の活動について、一定期間若しくは無期限に停止する又は資格の再登録を一定期間若しくは無期限に禁止すること。

- (8) 除名 本協会の登録資格を抹消すること。
- (9) 永久追放 本協会から追放した上、復権を認めないこと。

3 団体の懲罰対象者に対する懲罰の種類は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 譴責 始末書を取り、注意し戒めること。
- (2) 罰金 一定の金額を本協会に納付させること。
- (3) 没収 不正に取得した利益を剥奪し、本協会に帰属させること。
- (4) 一定期間又は無期限の公式試合出場資格の停止
公式試合における一定期間又は無期限のコート、ベンチ、ロッカールーム等の区域に立ち入ることを禁止し、出場資格を停止すること。
- (5) 一定期間若しくは無期限の登録資格若しくは加盟資格の停止又は再登録若しくは再加盟の禁止
バスケットボールに関する一切の活動について、一定期間若しくは無期限に停止する又は再登録若しくは再加盟を一定期間若しくは無期限に禁止すること。
- (6) 下位ディビジョンへの降格
リーグ等において、下位ディビジョンへ降格させること。

(7) 除名 本協会の登録資格又は加盟資格を抹消すること。

(8) 永久追放 本協会から追放した上、復権を認めないこと。

4 ドーピングに対する懲罰については、JBAが定める規程によるものとする。

5 第2項及び第3項の譴責、罰金、没収、降級又は抹消については、その他の懲罰と併せて科することができる。

6 個人による暴力、セクシャル・ハラスメント、その他のハラスメント、不正な経理や申請等については、JBA裁定規程の別表を準用し、懲罰を決定する。

(コーチライセンス保有者に対する懲罰)

第6条 懲罰対象者がJBAのコーチライセンス保有者である場合は、JBA倫理規程第6条の規定を準用する。

(管理監督関係者の加重)

第7条 役員又は指導者その他の管理監督関係者が懲罰の対象となる場合は、特段の定めがない限り、その違反行為について定められた懲罰の2倍以下相当の範囲内において、懲罰を加重することができる。

(両罰規定)

第8条 第2条第2項の団体に所属する同条第1項の個人が懲罰の対象となる場合は、当該個人に対して懲罰を科すほか、当該個人が所属する団体に対しても懲罰を科することができる。ただし、当該団体に過失がなかったときは、この限りではない。

(罰金の合算)

第9条 同時に複数の懲罰対象事実が罰金の対象となった場合は、各々の罰金の合算額をもって罰金の金額とする。

(懲罰対象事実の重複による加重)

第10条 同種の懲罰対象事実を重ねて行った場合には、当該懲罰対象事実について定められた懲罰の2倍以下相当の範囲内において、懲罰を加重することができる。

(酌量減輕)

第11条 懲罰対象事実が認められる場合において、その情状において酌量すべき事情があるときは、その懲罰を軽減することができる。

(他者を利用した者に対する懲罰)

第12条 他者を利用して懲罰対象事実を行わせた者は、自ら懲罰対象事実を行った場合と同様の懲罰を科すものとする。

(復権)

第13条 1年以上の有期又は無期の資格(公式試合出場資格、登録資格又は加盟資格)の停止、1年以上の有期若しくは無期の再登録若しくは再加盟の禁止又は除名の懲罰を受けた者は、有期の場合は停止又は禁止の期間の3分の2を経過したとき、無期の場合は3年を経過したとき、除名の場合は10年を経過したとき、理事会の決定により復権することができる。

2 前項の規定にかかわらず、1年以上の有期又は無期の資格の停止、1年以上の有期若しくは無期の再登録の禁止又は除名の懲罰を受けた者が、第2条第1項第6号に定める選手であった場合には、有期の場合は停止又は禁止の期間の2分の1を経過したとき、無期の場合は1年を経過したとき、除名の場合は5年を経過したとき、理事会の決定により復権することができる。

3 復権の手続は、別に定めるものとする。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、2022年9月19日から施行する。

議案第2号

一般財団法人富山県バスケットボール協会役員候補者選考規程の制定について

一般財団法人富山県バスケットボール協会役員候補者選考規程を次のように制定する。

2022年9月19日 提出

一般財団法人富山県バスケットボール協会
代表理事・会長 野上 浩太郎

一般財団法人富山県バスケットボール協会役員候補者選考規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人富山県バスケットボール協会（以下「本協会」という。）定款第25条に基づく役員（理事及び監事）の選任にあたり、候補者を選考する諸手続について必要な事項を定めるものとする。

(役員候補者選考委員会)

第2条 本協会は、役員任期満了に伴う次期役員候補者選考に当たり、本協会基本規程第28条に定める特別委員会として、役員候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、役員任期満了となる6か月前までに設置し、役員選任時まで存続するものとする。

3 委員会の委員は、次の各号に定めるとおりとし、理事会において選定する。

- (1) 市町村バスケットボール協会に所属する評議員 3名以内
- (2) 各種連盟に所属する評議員 1名
- (3) 理事 1名
- (4) 監事 1名
- (5) 総務委員長

4 委員会には、委員の互選により委員長を置く。

(委員会の開催)

第3条 委員会は、第5条に定める理事会への答申を行うため、必要に応じて適宜開催するものとする。

2 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員の任命後最初の会議は会長が招集し、また、他の委員が招集することを妨げない。

3 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。ただし、委員長に事故あるとき又はやむを得ない事由により委員長が欠席する場合は、出席委員の互選によりこれを定める。

4 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開き、議決することはできない。

5 委員会における代理出席及び書面による委任は、いずれも認めない。

(役員候補者の選考基準)

第4条 委員会は、次の各号に定める選考基準に基づき、役員候補者を選考しなければならない。

- (1) 就任時において、その年齢が70歳未満であること。
- (2) 本協会の目的、理念及び活動方針について深い見識を有し、それらの推進に相応しい人格を有すること。
- (3) 企業経営全般、法律、会計、財務、社会情勢、スポーツ又はバスケットボールの分野において、専門的な知識若しくは経験を有していること。
- (4) 健康であり、業務に支障がないこと。
- (5) 遵法精神に富んでいること。
- (6) 一年度内の理事会におおむね3分の2以上出席できる見通しがあること。

2 役員候補者の選考に当たっては、前項の選考基準と併せ、次の各号の条件を考慮しなければならない。

- (1) 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。
- (2) 監事は、本協会の職員又は委員会その他の機関の構成員を兼ねることができない。
- (3) 各理事について、その配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- (4) 他の(公益法人を除く)同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

3 第1項第1号の規定は、当該候補者の実績等を鑑み、引き続き役員としての知識及び経験が業務運営上、特に必要である場合は、その限りではない。

(役員候補者の決定)

第5条 委員会は、役員改選を行う定時評議員会に付議する議案を決定する理事会の開催前に役員候補者を決定し、理事会に答申する。

2 役員候補者の決定は、出席した委員の過半数をもって行う。否決の場合は、新たな候補者を選考し、当該候補者につき議決を行う。

3 委員が役員候補者となる場合、当該委員は、当該議案の決議には参加できず、その場合、当該委員は当該議案に関する定足数から除くものとする。

4 役員候補者数は、本協会定款第25条に定める次の各号のとおりとする。

- (1) 理事候補者 5名以上25名以内
- (2) 監事候補者 2名

5 理事候補者には、外部有識者(最初の就任時において、次の各号のいずれにも該当しない者)が理事総数の4分の1以上含まれるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者であっても、当該対象者が法務、会計又はビジネス等の(バスケットボール競技以外の分野の)専門的知見による貢献を期待して推薦された場合には、当該対象者を外部有識者とみなす。

- (1) 過去4年間に、本協会の役職員又は評議員であった者
- (2) 市町村バスケットボール協会、各種連盟、バスケットボール関連団体の役職者である者

(3) 本協会の役員又は職員の親族（4親等以内）である者
(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、2022年9月19日から施行する。

議案第3号

一般財団法人富山県バスケットボール協会競技会助成金支給要項の一部改正について

一般財団法人富山県バスケットボール協会競技会助成金支給要項の一部を改正する要項を次のように制定する。

2022年9月19日 提 出

一般財団法人富山県バスケットボール協会
代表理事・会長 野上 浩太郎

一般財団法人富山県バスケットボール協会競技会助成金支給要項の一部を改正する要項

一般財団法人富山県バスケットボール協会競技会助成金支給要項の一部を次のように改正する。

様式第1号中

添付書類

- 1 国内競技会開催申請書 (B)
- 2 国内競技会収支計画書 (B)
- 3 その他

を

添付書類

- 1 国内競技会開催申請書 (B)
- 2 国内競技会収支計画書 (B)
- 3 大会要項
- 4 その他

に改める。

附 則

この規程は、2022年9月19日から施行する。

《参 考》改正の様式

(様式第1号)

一般財団法人富山県バスケットボール協会
競技会助成金請求書

年 月 日

一般財団法人
富山県バスケットボール協会 会長 あて

住所又は所在地

団 体 名

代表者氏名

一般財団法人富山県バスケットボール協会競技会助成金支給要項第5条の規定により、
次のとおり請求します。

事業実施年度	年度	請求回数	回目
競技会の名称			
開催日程	年 月 日 ~	年 月 日	
請求額	円		
担当者名・連絡先	氏名	TEL	
添付書類 1 国内競技会開催申請書 (B) 2 国内競技会収支計画書 (B) 3 大会要項 4 その他	振込口座 金融機関名 預金種別 普通 ・ 当座 口座番号 口座名義人名		

議案第4号

一般財団法人富山県バスケットボール協会評議員選定委員会委員の選任について

一般財団法人富山県バスケットボール協会定款第14条第2項及び第3項の規定に基づき、評議員選定委員会委員を次のとおり選任する。

2022年9月19日 提出

一般財団法人富山県バスケットボール協会
代表理事・会長 野上浩太郎

1 評議員選定委員会委員

(1) 山田 智史

2 理由

(1) 一般財団法人富山県バスケットボール協会定款第14条第2項の規定に基づく監事1名の委員であった北川義則氏は、2022年6月4日をもって監事を退任したことから、後任の委員を選任するもの。

《参 考》

1 評議員選定委員会委員

- | | |
|---------------|--------------|
| (1) 評議員 (1名) | 松田 清人 |
| (2) 監事 (1名) | <u>※1名欠員</u> |
| (3) 事務局員 (1名) | 山木 葉子 |
| (4) 外部委員 (2名) | 米田 由和 尾定 誠司 |

議案第5号

一般財団法人富山県バスケットボール協会委員会委員の委嘱について

一般財団法人富山県バスケットボール協会基本規程第21条第2項の規定に基づき、委員会委員を次のように委嘱する。

2022年9月19日 提出

一般財団法人富山県バスケットボール協会
代表理事・会長 野上 浩太郎

- 1 裁定委員会
副委員長 矢郷 正美
委員 構 富士雄
- 2 規律委員会
副委員長 矢郷 正美
委員 構 富士雄
- 3 育成委員会
委員 日下 安啓

《裁定委員会》

委員長 亀井 隆之
副委員長 矢郷 正美
委員 構 富士雄

《規律委員会》

委員長 亀井 隆之
副委員長 矢郷 正美
委員 構 富士雄

《育成委員会》

委員長 酒匂 博臣
副委員長 坂本 堯志
委員 東 良典 荒川 和樹 荒木 恒治 日下 安啓
佐藤 肇 橘 昌二 田中 健介 津田 佳秀
土田 直寛 平田 哲弘

※退任する委員：田村 仁志

報告・協議事項(1)

一般財団法人富山県バスケットボール協会会長、副会長、専務理事及び常務理事の職務執行状況について

一般財団法人富山県バスケットボール協会定款第27条第6項の規定により、会長、副会長、専務理事及び常務理事の職務執行状況を報告する。

職務執行状況一覧

月	日	出席会議、大会等	野上 会長	荻原 副会長	牧田 副会長	深松 副会長	山崎 副会長	松倉 専務理事	丹羽 常務理事	廣川 常務理事	構 常務理事
6	4	2022年度(一財)富山県バスケットボール協会第2回理事会	○	○	○	○	○	○	○	○	
		(一財)富山県バスケットボール協会市町村協会長との意見交換会					○				
		2022年度(一財)富山県バスケットボール協会評議員選定委員会									○
		2022年度(一財)富山県バスケットボール協会籠球懇話会	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	10	JBA, PBA, B-CLUB 連携推進検討会議【オンライン】						○			
6	12	北信越国民体育大会成年(男女)選手セレクション						○		○	
6	18	(公財)日本バスケットボール協会北信越ブロック専務理事会						○			
6	19	JBA女子日本代表 国際強化試合視察						○			
6	22	令和4年度(公財)富山県体育協会第1回評議員会						○			
6	25	北信越国民体育大会少年(女)選手セレクション						○			
6	26	(公財)日本バスケットボール協会臨時評議員会【オンライン】						○			
		北信越国民体育大会少年(男)選手セレクション						○			
		北信越国民体育大会種別会計説明会							○		
7	7	北信越国民体育大会少年(女)第2次選手セレクション						○			
7	26 ~28	令和4年度全国総合体育大会(香川県)激励						○			
8	4	第43回北信越中学校総合競技大会激励						○			
8	7	2022年度(一財)富山県バスケットボール協会第2回役員会		○		○	○	○	○	○	○
8	20, 21	第43回北信越国民体育大会激励						○		○	○

8	20	2022年度北信越バスケットボール協会第1回理事会						○			○
8	25	第77回国民体育大会第2回出場選手選考委員会						○			
8	26	2022年度第3回U15選手権大会予選会代表者会議						○			
8	30	FIBAワールドカップASIA予選 Window4 応援・視察						○			
9	3	(公財)日本バスケットボール協会第1回全国専務理事連絡会						○			
9	10	B. LEAGUE ゲームディレクター会議【オンライン】						○	○	○	○
		(一財)富山県バスケットボール協会専務・常務理事協議						○	○	○	○

報告・協議事項(2)

専務理事、各委員会等からの連絡・報告について

その他